

まちづくりの方針

=都市再開発・住宅市街地・防災街区=

※具体的な規制事項はありません

◎「都市再開発の方針」は、都市再開発法第2条の第3第1項又は第2項に基づき都市計画に定めるものです。

都市再開発の方針 1号市街地

※都市計画区域のうち、計画的な再開発が必要な市街地で、概ね23区全域（新宿区全域）が指定されています。

都市再開発の方針 再開発促進地区(2号地区)

- 1 新宿副都心地区
- 2 西新宿・北新宿地区
- 3 百人町三・四丁目地区
- 4 大久保・百人町地区
- 5 若葉・須賀町地区
- 6 上落合地区
- 7 赤城周辺地区
- 8 若松町・河田町地区
- 9 新宿駅周辺地域
- 10 環状四号線新宿富久沿道地区
- 11 四谷駅前地区
- 12 神楽坂地区
- 13 市谷加賀町地区
- 14 大久保三丁目西地区
- 15 高田馬場駅周辺地区
- 16 神宮外苑地区

都市再開発の方針 誘導地区

- 17 大久保一丁目
- 18 百人町
- 19 西早稲田
- 20 市谷柳町
- 21 富久南
- 22 飯田橋駅東口周辺
- 23 新宿六丁目

◎「住宅市街地の開発整備の方針」は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項に基づき都市計画に定めるものです。

住宅市街地の開発整備の方針 重点地区

- 1 百人町三・四丁目地区
- 2 西新宿六丁目地区
- 3 西新宿五・八丁目地区
- 4 北新宿地区
- 5 大久保・百人町地区
- 6 若葉・須賀町地区
- 7 若松町・河田町地区
- 8 上落合地区
- 9 赤城周辺地区
- 10 西富久地区
- 11 新宿六丁目地区
- 12 西新宿三丁目西地区

◎「防災街区整備方針」は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項に基づき都市計画に定めるものです。

防災街区整備方針 防災再開発促進地区

- 1 若葉・須賀町地区
- 2 西新宿地区
- 3 北新宿地区
- 4 上落合地区
- 5 赤城周辺地区